

登録記念物への登録

《登録記念物（遺跡関係）の新登録》 3件

1 ^{そ や す い どう} 曾屋水道【神奈川県秦野市】

明治23年（1890）に竣工した水道施設である。秦野は扇状地で、江戸時代の曾屋村では湧出した露頭を水源とする用水路を整備して地下水を使用していたが、明治12年（1879）に全国に広がったコレラによって、村内では25名が死亡した。その後、水道施設の必要を悟った曾屋村民が住民の費用負担により明治23年（1890）に竣工した。水道は礫をはさんだ関東ローム層によって滞水する浅層地下水が、地形の変換点で浅くなり湧出している地点を水源とし、横井戸で水を供給した。明治20年（1887）に水道が作られた横浜等に続く竣工であり、水道条例に合致した簡易水道の例として紹介されている。水道管は常滑製の陶管を利用したが、大正12年（1923）の関東大震災により被災し、大正14年（1925）に鉄管に変更、創設当初の濾過池等は撤去された。現存の遺構としては、水源から掘られた^{ずいどう}隧道の開口部2基（明治21年・大正3年）、隧道を通った水が集められた明治時代の円形沈殿池跡の一部、水源を周囲に配水するための大正期と昭和期の配水池、消火用に設置された大正期のポンプ室があげられる。

曾屋水道は全国的にも極めて早い時期に建設された水道施設で、保存状況も良好である。

2 ^{なんかいじしんとくしまけんじしんつなみひ} 南海地震徳島県地震津波碑【徳島県徳島市・小松島市・阿南市・那賀郡那賀町・海部郡美波町・牟岐町・海陽町】

徳島県教育委員会は平成28年度に県内の地震津波碑の^{しっかい}悉皆調査を実施し、総数39基の存在を確認・集成した。石碑の分布は、県南部の^{かいふぐん}海部郡から、北部の^{いたのぐんまつしげちょう}板野郡松茂町や徳島市まで広範囲に及んでいる。対象となる地震は、慶長10年（1605）の慶長南海地震、宝永4年（1707）の宝永南海地震、嘉永7年・安政元年（1854）の安政南海地震、昭和21年（1946）の昭和南海地震の4度の地震で、碑の半数は安政南海地震に関連したものである。建立場所として社寺境内が多く、そこが避難場所となったこと、神仏の加護に感謝して建立されたものや、信心を怠るなどの教訓を述べるものがある。碑文には津波被害を記録したものが多く、犠牲者への鎮魂や追悼等を記した供養のほか、減災への教訓もあり、また、地震津波の周期性に言及するものがある。これらは、地域における文化遺産として、あるいは防災教育の教材として後世に伝え、活用を図っていくべきものである。39基のうち、すでに文化財指定されているものや建立後50年に満たない

もの等を除外し、今回、19基（3市4町）の地震津波碑を登録記念物に登録し、命の大切さを学び、減災社会の実現に向けて、保存・活用を図るものである。

3 おきなわけんてつどうよなばるえきあと 沖縄県鉄道与那原駅跡【沖縄県島尻郡与那原町】

沖縄県鉄道与那原駅跡は、那覇市から東へ約9km、沖縄本島南部の東海岸に位置する与那原町に所在する。沖縄県鉄道とは、大正時代から昭和20年（1945）まで、沖縄県が本島中南部において経営していた鉄道で、沖縄県営鉄道ともいい、762mm（2フィート6インチ）の軌間を採用した軽便鉄道である。沖縄では、「ケービン」と呼ばれて親しまれた。与那原線、嘉手納線、糸満線の三路線から成り、そのうち那覇と与那原を結ぶ与那原線は、三路線のなかでもっとも早い大正3年（1914）に開業した。当初の駅舎は木造平屋建てで、昭和6年（1931）、県営鉄道では唯一の鉄筋コンクリート造平屋建てに建て替えられた。駅舎は沖縄戦で被害を受けたが、戦後も与那原町役場等として利用された。平成27年（2015）、与那原町立軽便与那原駅舎展示資料館として駅舎が復元されたが、その際、駅舎の柱の保存と公開をはかる措置が取られた。また、レールや、レールを固定する犬釘等の線路遺構も見つかっている。近代沖縄における鉄道を中心とした交通の歴史を知る上で意義深い。

《登録記念物（名勝地関係）の新登録》 2件

1 うつのみやだいがくていえん 宇都宮大学庭園【栃木県宇都宮市】

宇都宮市の東部に位置する宇都宮大学峰キャンパスに所在する。宇都宮大学の前身である宇都宮高等農林学校の開校（大正12年〈1923〉）に際し、初代校長の佐藤義長の構想、教職員の設計、学生や地域の人々の奉仕により、大正15年（1926）に完成した。

庭園はフランス式庭園に倣った整形式庭園で、南北の軸線である園路を中心とした、左右対称の幾何学的な平面構成である。軸線のほぼ中央のサークルを中心とした中央部分、芝生から成る北部分、池を中心とした南部分から構成される。なお、庭園の北側には本館の建物が建っていたが、昭和24年（1949）に焼失し、現在は地元住民との交流施設が建つ。

保存状況も良好であり、現在は学生や教職員のみならず、地域の人々にも開放された憩いの場として活用されている。

何度か改修されているものの、作庭の時期や意図、企画者、設計者が明らかで、空間構成を大きく変えることなく今日まで維持されてきた。大学に造られた近代の庭園であり、造園文化の発展に寄与した意義深い事例である。

2 こうだいいんしょいんていえん 光臺院書院庭園【和歌山県伊都郡高野町】

高野山の北西、五の室谷に位置する。光臺院には、庭園研究家であり作庭家でもあったしげもり みれい重森三玲が設計した2つの庭園があり、昭和28年（1953）作庭の光臺院庭園は平成22年（2010）2月に登録記念物に登録された。光臺院書院庭園は、昭和37年（1962）に焼失した書院を翌年再建するのに伴って造られたものである。

庭園は、既存の池泉庭園ちせんに中島を作り、背後に多くの築山つきやまを設けている。書院の縁先は石敷きの洲浜、その向こうは飛石とし、奥に向かって中島のある園池、5つの築山群を配置している。築山の傾斜は緩やかで、園池の岸、中島、築山の麓等にそれぞれ石を立てる。植栽はサツキツツジがほとんどを占め、ほかに数本のカエデ類が配されている。樹木が植えられていないところはコケに覆われている。

重森による平面図が岡山県立美術館に所蔵されているが、その図面と比較してみても築山及び石組等には大きな違いはない。

光臺院書院庭園は、高野町における重森の一連の作庭の中に位置づけることができ、造園文化の発展に寄与した意義深い事例である。